

# 「五十嵐コミュニティハウス」利用のきまり

五十嵐小学校区コミュニティ協議会

住みよい地域社会のふれあいの場である「五十嵐コミュニティハウス」は、私たちみんなの施設です。私たちは、「五十嵐コミュニティハウス」の利用にあたって、お互いに仲良く、譲り合いの精神をもち、防災に留意し、秩序を守り、公共施設及び環境を大切にして利用しましょう。

## ◇<ハウスの機能>

地域住民の自治活動、文化、教養活動、保健、体育、レクリエーション活動、福祉、ボランティア活動の場となります。

## ◇<ハウスの管理運営>

地域内の自治会、町内会はじめ各種団体の代表者で構成する「五十嵐小学校区コミュニティ協議会」が、新潟市から委託を受けて「五十嵐コミュニティハウス」の管理運営にあたります。

## ○ 利用できる時間

- ① 利用できる時間は、原則として午前9時から午後9時までとします。
- ② 利用時間区分は、次の3区分とします。

| 区分 | 時 間          |
|----|--------------|
| 午前 | 午前9時～午後0時50分 |
| 午後 | 午後1時～午後4時50分 |
| 夜間 | 午後5時～午後9時00分 |

## ◎利用時間の厳守

利用者は、午前、午後、夜間とも時間内に後始末を含め使用を終了してください。

ただし、やむを得ず時間延長する場合は、管理人の承認を受けて下さい。

## ○ 休館日

- ① 毎週月曜日（週の定休日）
- ② 祝祭日
- ③ 8月13日～8月16日の期間（お盆期間）
- ④ 12月29日～1月3日の期間（年末年始期間）

## ○ 利用手続きと利用承認及び取り消し

- ① 利用の申し込みは、所定の用紙により利用料金を添え受付に提出し、承認書の交付を受けてください。  
(1)定期的利用団体の申込みは、毎月25日までに翌月分の利用申込みをしてください。  
(承認書は、調整のうえ交付します。)
- ② 受付時間は、原則として午前9時から午後5時までとします。  
(休館日は受け付けません。)
- ③ 電話による申込み、取消しはいたしません。
- ④ 利用の承認は、コミュニティ協議会が決定します。
- ⑤ 利用の承認は、原則として申込み順とします。
- ⑥ 五十嵐中学校区の住民及び団体を優先します。
- ⑦ 取消しの際は、受付に速やかに申し出て、承認書を返してください。

○ 利用にあたっての注意事項

利用者は、次の事項を厳守してください。守らない時は、以後の利用を禁止することもあります。

- ① 利用責任者は、承認書を受付に提出してから利用してください。
- ② 退出の際は、整理・整頓し、各事項を点検確認の上、報告書を受付に提出してください。
- ③ 近隣及び他の利用者に迷惑をかけないように注意してください。
- ④ 利用時間は厳守してください。
- ⑤ 無断で、利用場所を変更したり、備品などを使用しないでください。
- ⑥ 指定場所以外での火気使用、喫煙をしないでください。
- ⑦ 無断で、印刷物を配布したり、掲示をしないでください。
- ⑧ 設備、備品等を破損したときは、速やかに管理人に報告し、その指示にしたがってください。(弁償していただくことがあります。)
- ⑨ 持込み使用したゴミ、空き容器、空ビン、空カン等については、各自で持ち帰ってください。
- ⑩ 駐車場が少ないため、極力徒歩または自転車で来館してください。

○ 利用制限及び禁止事項

次のような目的の利用は承認いたしません。また、違反行為があったときは、直ちに承認を取り消し、以後の利用を禁止します。

- ① 公益、秩序、風俗、環境を乱すおそれのあるとき。
- ② 建物、その他物件を汚損又は毀損するおそれのあるとき。
- ③ 利用目的がはっきりしないとき。
- ④ 営利を目的とすると認められたとき。(販売行為は禁止します。)
- ⑤ アルコール類の持込みは、事前にコミュニティ協議会の承認を受けてください。
- ⑥ その他「五十嵐コミュニティハウス」の管理運営上支障があると認められたとき。

○ 利用料金

コミュニティ活動をより活発にするための原資として、「五十嵐コミュニティハウス」の利用者から利用料金を納入していただきます。(次の表のとおり)

| 施設<br>利用料金 | 区分<br>時間 | 午 前              | 午 後              | 夜 間              |
|------------|----------|------------------|------------------|------------------|
|            |          | 午前9時～<br>午後0時50分 | 午後1時～<br>午後4時50分 | 午後5時～<br>午後9時00分 |
| 会議室        |          | 800円             | 800円             | 800円             |
| 和室1        |          | 700円             | 700円             | 700円             |
| 和室2        |          | 700円             | 700円             | 700円             |
| 多目的ホール1    |          | 900円             | 900円             | 900円             |
| 多目的ホール2    |          | 900円             | 900円             | 900円             |
| 多目的ホール3    |          | 700円             | 700円             | 700円             |

※アルコールを伴う場合は、1室につき1,000円の利用料金を加算します。ただし、2室同時に使用する場合は1,500円、3室同時に使用する場合は2,000円を加算します。

○ その他

この「きまり」に定めがない事項は、細則によります。

附 則 本きまりは、平成14年4月1日から施行する。

# 利用のきまり 細則

五十嵐小学校区コミュニティ協議会

## 1. 利用の手続きと承認及び取消し

### ○ 申込み受付け

- ① 一般的通常利用のもの……………原則として、先着順で受け付ける。
- ② 定期的利用のもの……………前月 25 日までに申込みを受け付け会長と管理人の話し合いによる。
- ③ 特別の申込み……………利用月の 3 か月前から申込みを受け付ける。  
(会長の承認を要するもの)

### ○ 利用取消し処置

- ① 利用日 5 日前の午後 5 時までに承認書を返還したもの……………利用料金は返還する。
- ② 上記以外のもの……………利用料金は返還しない。

## 2. 利用にあたっての注意

- ① 利用者は、管理人より利用報告書を受領する。
- ② 退出時は、利用報告書を提出し管理人の点検を受ける。
- ③ 夜間の利用者は、必ず管理人の立会い・点検を受ける。

## 3. 利用の制限及び禁止

- ① 営利目的（学習塾等）で月謝・受講料をとるものは、利用を承認しない。但し、教材費・資料代程度の会費制のものは、利用を承認する。
- ② 展示・即売会等で売上金の全額又はその一部を本会又は社会福祉関係等へ寄贈する等の催しの利用については、承認する。
- ③ アルコールの持ち込みは、良識の範囲に止め、限度を守ること。
- ④ ダンス等は、ヒールカバーの着用等、床を損傷することのないようにすること。
- ⑤ ピアノ・楽器類及びカラオケ・健康体操・エアロビクス等が近隣住民及び隣室に迷惑を及ぼすときは、禁止することがある。
- ⑥ 健康体操・エアロビクス等で幼児・子ども連れの際は、予め別の部屋を予約して大人が交替で子守をすること。

## 4. 利用料金関係

- ① アルコールの持ち込みを認められる場合  
1 室につき 1,000 円の利用料金を加算する。ただし、2 室同時に使用する場合は 1,500 円を、3 室同時に使用する場合は 2,000 円を加算する。
- ② 利用料金の免除  
全額免除は次のものに限る。
  - ・ 市の事業やコミュニティ協議会が使用するとき。

## 5. その他

### ① 利用時間の厳守

利用者は、午前・午後・夜間とも時間内に後始末を含め、使用を終了するものとする。但し、夜間の利用は、やむをえない事情により時間延長が余儀なき場合は、管理人の承諾を受けることとする。

### ② 出前等の取扱い

「五十嵐コミュニティハウス」内で使用する弁当・飲食物等の注文並びに代金の支払いは、全て利用者自身で行うものとする。

### ③ 出入り業者は、利用者に押しつける行為をしてはならない。

### ④ 利用者団体所有品の保管

花器等でコミュニティ協議会が承認した物品を預かる場合は、所定の念書を提出して指定場所に格納すること。但し、破損等が懸念されるものは、できる限り「五十嵐コミュニティハウス」に寄付をしていただきたい。

### ⑤ コピーの利用料金

|     |            |                   |
|-----|------------|-------------------|
| 白黒  | 1枚につき…………… | 10円（両面印刷は2枚として計算） |
| カラー | 1枚につき…………… | 40円（両面印刷は2枚として計算） |

## 附則

本細則は、平成14年4月1日から施行する。